

(2) 千葉県水道事業給水条例及び 同施行規程等について

1

千葉県水道事業給水条例及び同施行規程等について説明します。

千葉県水道事業給水条例の位置付け

- ・水道法・施行規則・施行令・省令等

- ・千葉県水道事業給水条例
- ・千葉県水道事業給水条例施行規程
- ・千葉県企業局指定給水装置工事事業者規程
- ・給水装置工事施行基準
- ・給水装置工事施行指針

2

千葉県水道事業給水条例の位置付けについて説明します。

水道法第14条第1項に、「水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。」と規定されており、これに基づいて当局では、「給水条例」、「給水条例施行規程」、「指定給水装置工事事業者規程」、「給水装置工事施行基準」、「給水装置工事施行指針」など、給水装置工事の施工に関し必要な事項を定めています。

条例や規程等の内容は、水道事業者によって異なりますので注意してください。

千葉県水道事業給水条例

第3条(定義)

この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するため県が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

2 この条例において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、増設、改造又は修繕に関する工事をいう。

第5条(工事の承認)

給水装置を新設し、増設し、又は改造しようとする者は、
千葉県企業局長の承認を受けなければならない。

第6条(工事の施行)

給水装置工事は局長又は局長が指定した者(指定給水装置工事事業者)が施行する。

3

給水条例第3条では、給水装置及び給水装置工事の「定義」について、第1項において、「給水装置とは、需要者に水を供給するため、県が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。」と定め、また、第2項において、「給水装置工事とは、給水装置の新設、増設、改造又は修繕に関する工事をいう。」と定めています。

第5条では、「工事の承認」について、「給水装置を新設し、増設し、改造しようとする者は、千葉県企業局長の承認を受けなければならない。」と定めています。

第6条では、「工事の施行」について、「給水装置工事(水道法第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)は、局長又は局長が同条第1項の規定により指定した者(指定給水装置工事事業者)が施行する。」と定めています。なお、「軽微な変更」とは、水道法施行規則第13条に、「単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る)とする。」と定められております。

千葉県水道事業給水条例施行規程

第2条(工事の承認申請)

給水装置の承認を受けようとする者は、給水装置新設(増設・改造)承認申請書を局長に提出しなければならない。

2 条例第6条の3の規定により設計審査を受けようとする者は、前項の申請書と併せて、給水装置工事(新設・増設・改造)設計・精算書(別記第1号様式の2)を局長に提出しなければならない。

4

給水条例施行規程第2条第1項において、「工事の承認申請」について、「条例第5条の承認を受けようとする者は、給水装置新設(増設・改造)承認申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる事項を記載して、千葉県企業局長に提出しなければならない。」と定め、また、同条第2項では、「条例第6条3の規定により設計審査を受けようとする者は、前項の申請書と併せて、給水装置工事(新設・増設・改造)設計・精算書(別記第1号様式の2)を局長に提出しなければならない。」と定めています。

局長の承認を受けずに給水装置の新設(増設・改造)の工事を施行した場合は、水道法第25条の11(研修資料「(1)指定給水装置工事事業者制度と各種届出事項について」のP6を参照)の指定の取り消しになります。

近年、無届けで、「貯水槽水道から直結給水に切り換える」という事例が確認されておりますので、建物の管理会社などから工事の相談がありましたら、手続きが必要な旨を説明してください。

千葉県水道事業給水条例

第6条の2(給水管及び給水用具の構造及び材質)

給水装置の配水管への取付口から量水器までの給水管及び給水用具について、構造及び材質の基準を定めることができる。

5

給水条例第6条の2第1項では、「給水管及び給水用具の構造及び材質」について、「局長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うことができるようとするため必要があると認めるときは、給水装置の配水管への取付口から量水器までの工事に用いる給水管及び給水用具についてその構造及び材質の基準を定めることができる。」と定めています。

千葉県水道事業給水条例施行規程

第6条(給水管及び給水用具の構造及び材質)

公道内に用いる給水管の材質の基準は次のとおりとする。

- 一 口径が25mm以下
ステンレス鋼管又はポリエチレン管
- 二 口径が25mmを超え50mm以下
ステンレス鋼管
- 三 口径が50mmを超える
ダクタイル鋳鉄管

6

給水条例施行規程第6条では、公道内に用いる給水管の材質の基準を定めています。

給水管口径によって、使用できる管種が異なっておりますので注意してください。

千葉県水道事業給水条例

第6条の3(設計審査及び工事検査)

給水装置の承認を受けた者は、局長の設計審査を受け、工事完成後に工事検査を受けなければならない。

7

給水条例第6条の3では、「設計審査及び工事検査」について、「第5条の規定による承認を受けた者は、当該承認に係る給水装置工事を指定給水装置工事事業者の施行により行なう場合は、工事の施行前に局長の設計審査を受け、かつ、工事完成後に局長の工事検査を受けなければならない。」と定めています。

千葉県水道事業給水条例施行規程

第8条(工事検査)

工事検査を受けようとする者は、工事検査申請書を提出しなければならない。

8

給水条例施行規程第8条では、「工事検査」について、「条例第6条の3の規定により給水装置工事の工事検査を受けようとする者は、工事検査申請書(別記第2号様式の2)を局長に提出しなければならない。」と定めています。

千葉県企業局指定給水装置工事事業者規程

第6条(修繕工事の報告)

給水装置の修繕に係る工事を施行したときは、直ちに給水装置修繕報告書(別記第2号様式)を局長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定給水装置工事事業者は、使用水量に影響のない給水装置の修繕に係る工事を施行したときは、給水装置修繕報告書を工事を施行した月の翌月10日までに局長に提出しなければならない。

9

「千葉県企業局指定給水装置工事事業者規程」は、水道法第16条の2第1項の規定により千葉県企業局長が指定した指定給水装置工事事業者に関し、必要な事項を定めたものです。

事業者規程第6条第1項では、「修繕工事の報告」について、「指定給水装置工事事業者は、給水装置の修繕に係る工事を施行したときは、直ちに給水装置修繕報告書(別記2号様式)を局長に提出しなければならない。」また、第6条第2項では、「前項の規定にかかわらず、指定給水装置工事事業者は、使用水量に影響のない給水装置の修繕に係る工事を施行したときは、給水装置修繕報告書を工事を施行した月の翌月10日までに局長に提出しなければならない。」と定めています。

なお、「給水装置修繕報告書」は、修繕工事場所を管轄する水道事務所又は支所に提出してください。

確認問題

使用水量に影響のない給水装置の修繕に係る工事を施行したときは、給水装置修繕報告書を提出する必要はない。

10

確認問題です。

問題、使用水量に影響のない給水装置の修繕に係る工事を施行したときは、給水装置修繕報告書を提出する必要はない。

合っていれば○、間違っていれば×を回答してください。

確認問題回答

回答: ×

第6条(修繕工事の報告)

給水装置の修繕に係る工事を施行したときは、直ちに給水装置修繕報告書(別記第2号様式)を局長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定給水装置工事事業者は、使用水量に影響のない給水装置の修繕に係る工事を施行したときは、給水装置修繕報告書を工事を施行した月の翌月10日までに局長に提出しなければならない。

11

回答は×になります。

事業者規程第6条第1項では、「修繕工事の報告」について、「指定給水装置工事事業者は、給水装置の修繕に係る工事を施行したときは、直ちに給水装置修繕報告書(別記2号様式)を局長に提出しなければならない。」また、第6条第2項では、「前項の規定にかかわらず、指定給水装置工事事業者は、使用水量に影響のない給水装置の修繕に係る工事を施行したときは、給水装置修繕報告書を工事を施行した月の翌月10日までに局長に提出しなければならない。」と定めています。

自主学習後に研修の受講報告をしていただきます。その際、この確認問題の回答を報告していただきます。

「千葉県水道事業給水条例及び
同施行規程等について」は以上
となります。
受講お疲れ様でした。



千葉県営水道
マスコットキャラクター
「ポタリちゃん」

12